

三百人以内の指定通所介護事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準  
(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (略)

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準  
(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1)・(2) (略)

事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準  
(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

(2) (略)

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1)・(2) (略)

ニ 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

三 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

五 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

リハビリテーションの施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が七百五十人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

六 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

七 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

四 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービスマニヤ第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居室サービスマニヤ第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十二号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ(二) (略)

八| 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

九| 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

十| 指定短期入所生活介護に係る看護体制加算の施設基準

イ| 看護体制加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居室サービスマニヤ第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム)において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第三号に規定する基準に該当しないこと。

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービスマニヤ第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居室サービスマニヤ第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第八号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ(二) (略)

五| 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

六| 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に規定する特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

十一 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準  
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

七 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準  
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

イ(ト) (略)

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は利用者一人につき、六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

室を有していること。

(七) 診療所(六)の診療所を除く。)においては、食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(二) 当該病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(2) 当該病室における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)～(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)～(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室に

養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

又、カ (略)

十三 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

十四 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ、ホ (略)

十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ、ハ (略)

十六 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十七 指定短期入所療養介護に係る診療所設備基準減算の施設基準  
病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十八 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)、病院療養病床短期入所療養介護費(イ)の病院療養病床短期入所療養介護費(イ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)

における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

又、カ (略)

九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

十 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ、ホ (略)

十一 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ、ハ (略)

十二 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十三 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十四 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)、病院療養病床短期入所療養介護費(イ)の病院療養病床短期入所療養介護費(イ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)

療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅳ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(i)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費

療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅳ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(i)の診療所短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費



介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vi)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(vii)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(viii)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ix)又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(xi)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vi)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(vii)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(viii)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ix)又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(xi)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

十九 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ニ (略)

二十 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。

二十二 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十三 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

二十四 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

十五 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ニ (略)

十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二十五 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十六 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準

通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。

二十七 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

十九 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第十六号の規定を準用する。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第三十二号及び第三十三号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ・ハ (略)

三十 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

三十一 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第九号の規定を準用する。

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ・ハ (略)

二十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

二十四 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第六号の規定を準用する。

二十五 指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、常勤の看護師については、平成二十年九月三十日までの間は、常勤の看護職員で配置することと足りることとする。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の六十五以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十以上であること。

ロ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

三十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設

二 看護体制加算(Ⅱ)イを算定する職員研修を行っていること。  
ホ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定する職員の個室を確保していること。

サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

三十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ(ハ) (略)

三十五 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

三十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

二十六 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ(ハ) (略)

二十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

二 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

三十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第四十一号において同じ。))で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること。

(3) (略)

ロ 二 (略)

三十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 二 (略)

三十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第九号の規定を準用する。

四十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に

二十八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。))で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること。

(3) (略)

ロ 二 (略)

二十九 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 二 (略)

三十 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準  
第六号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準  
第二十五号の規定を準用する。

係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等の算定方法第十号」とあるのは、「通所介護費等の算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十一号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

ニ 看護体制加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第三十四号の規定を準用する。

四十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準第三十五号の規定を準用する。

四十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

第三十六号の規定を準用する。

四十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(ハ) (略)

(ロ) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

(三・四) (略)

(3) (略)

ロ (略)

三十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準第二十七号の規定を準用する。

三十四 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(ハ) (略)

(ロ) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。

(三・四) (略)

(3) (略)

ロ (略)

四十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

四十七 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

四十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ (略)

四十九 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十四号の規定を準用する。

五十 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

五十一 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

五十二 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

三十五 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

三十六 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十七 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ (略)

三十八 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十号の規定を準用する。

三十九 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

四十 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

るものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号への規定を準用する。この場合において、同号へ(1)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号チ(同号チ(1)及び(七)を除く。)の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(2)(一)中「(1)及び(四)から(七)まで」とあるのは「チ(1)(一)、(四)及び(六)」と読み替えるものとする。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号リの規定を準用する。この場合において、同号リ中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号リ(1)中「チ(1)(一)及び(四)から(七)まで」とあるのは「チ(1)(一)、(四)及び(六)」と読み替えるものとする。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号への規定を準用する。この場合において、同号へ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(四)又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

五十三 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

五十五 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

五十六 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

五十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

五十八 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十二 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

四十四 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

四十五 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

四十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

介護予防訪問介護費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

六十 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注5に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。

六十一 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業所であること。

六十二 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

六十三 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第七号の規定を準用する。

六十四 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第八号の規定を準用する。

六十五 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

六十六 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十一号の規定を準用する。

六十七 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

四十七 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十九 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

五十 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

五十一 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第七号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十二号の規定を準用する。

六十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十三号の規定を準用する。

六十九 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

七十 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

七十一 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養環境減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

七十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

七十三 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十九号の規定を準用する。

七十四 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。

七十五 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第二十三号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

七十七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜間ケア加

第八号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

五十五 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

五十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

五十八 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十五号の規定を準用する。

五十九 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。

六十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十九号の規定を準用する。

算の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

|   |   |
|---|---|
| <p>改 正 案</p>  | <p>現 行</p>  |
| <p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号い<br/>ずれかに該当する者とする。</p> <p>一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅<br/>療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護<br/>師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士</p> <p>二 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス<br/>等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生<br/>省告示第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。<br/>）第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション<br/>及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び<br/>に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支<br/>援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。<br/>以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第<br/>一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをい<br/>う。）の保健師、看護師及び准看護師</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理<br/>及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要<br/>介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は<br/>歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（<br/>法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p> | <p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士<br/>（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健<br/>師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及<br/>び管理栄養士とする。</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理<br/>及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要<br/>介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は<br/>歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（<br/>法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p> |

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)(により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

四 別に厚生労働大臣が定める診療所(前二号に掲げるものを除く。)

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第二十二條の十、第二十二條の十三 (略)

(法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二條の十四 法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 別に厚生労働大臣が定める診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第二十二條の十五、第一百十三條 (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二、第一百十三條の三十九 (略)

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條、第一百二十六條の四 (略)

(指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類)

第一百二十七條 法第七十一條第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

第二十二條の十、第二十二條の十三 (略)

(法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二條の十四 法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三 (略)

第二十二條の十五、第一百十三條 (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二、第一百十三條の三十九 (略)

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條、第一百二十六條の四 (略)

(指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類)

第一百二十七條 法第七十一條第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護及び訪問リハビリテーションとする。

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 削除

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 当分の間、第十四条及び第二十二條の十四中「次のとおり」とあるのは「次に掲げる施設及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所」と、第二百二十二條第一項第五号中「第四百十二條」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定居宅サービス等基準第四百十二條」と、第四百十条の十第一項第五号中「第八十七條」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定介護予防サービス等基準第八十七條」とする。

第三条（略）

※ 附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者を除く。）については、施行日に、当該病院等により行われる通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が施行

日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申し出に係る保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申し出を行ったとき又はその指定の時に法第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

一 当該申出に係る保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る居宅サービスの種類

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条第一項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取り消しがあったときは、その効力を失う。

3 この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者に係る前二項の規定の適用については、第一項の規定中「施行日」とあるのは、「法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」とする。

4 この省令の施行の際現に介護予防通所リハビリテーションに係る法第五十三条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者については、前三項の規定を準用する。

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならぬ。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六条（第八十三条）(略)</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、</p> | <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六条（第八十三条）(略)</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、</p> |

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 （略）

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2

（略）

## 第三節 設備に関する基準

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 （略）

2

（略）

## 第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

第八十七条・第八十八条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 一七 (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

第九十条 第九十一条 (略)

第七章 通所介護

第九十二条 第九十五条 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第九十五条の二 第九十五条の五 (略)

(設備及び備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

第八十七条・第八十八条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 一七 (略)

2 (略)

第九十条 第九十一条 (略)

第七章 通所介護

第九十二条 第九十五条 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第九十五条の二 第九十五条の五 (略)

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第五十五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を八人以下とする。

第五十五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第五十五条の九 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第五十五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を五人以下とする。

第五十五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、八平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第五十五条の九 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二

指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が、利用者十人以上を確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。  
2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは

十人以下の利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは

言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たるとして、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 (略)

3・4 (略)

第十二条 第四十條の三十二

第十章 短期入所療養介護

第四十一條

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十二條 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入

所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四十三條 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

介護職員が一以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第十二条 第四十條の三十二

第十章 短期入所療養介護

第四十一條

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十二條 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四十三條 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百四十五条（略）

(定員の遵守)

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 前項第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百四十五条（略）

(定員の遵守)

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療

養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病

床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第二百五十四条の二(第二百十六条 (略))

附則

第一条(第四条 (略))

第五条 削除

数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第二百五十四条の二(第二百十六条 (略))

附則

第一条(第四条 (略))

第五条 施行規則附則第二条の規定により読み替えて適用される施行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所における指定短期入所療養介護を提供すべき病室に置くべき看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

2 前項の指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者

一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 食堂及び浴室を有すること。

三 機能訓練を行うための場所を有すること。

3 当分の間、第四百十二条第一項中「」の員数は、「とあるのは」の員数は、附則第五条第一項の規定あるいは」と、同条第二項中「の入院患者」とあるのは「又は附則第五条第一項の入院患者」と、第四百四十三条中「基準は、」とあるのは「基準は、附則第五条第二項の規定あるいは」と、第四百四十四条中「療養室」とあるのは、「療養室、施行規則附則第二条により読み替えて適用される施行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に

適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る病室」と、第百五十四条第二号中「療養病床を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、「療養病床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」とあるのは「病室（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室）」とする。

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第二章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第二十四条 夜間対応型訪問介護事業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～五</p> <p>六 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者<del>の</del>の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基</p> | <p>第二章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第二十四条 夜間対応型訪問介護事業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～五</p> <p>六 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者<del>の</del>の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等</p> |

準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

七 (略)

第二十五条(第三十条 (略))

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならぬ。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の同項に規定する訪問介護員等に行わせることができる。

3 (略)

第三十二条(第六十一条 (略))

第四章 小規模多機能型居宅介護

第六十二条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第六十三条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「

事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

七 (略)

第二十五条(第三十条 (略))

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならぬ。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。)との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の同項に規定する訪問介護員等に行わせることができる。

3 (略)

第三十二条(第六十一条 (略))

第四章 小規模多機能型居宅介護

第六十二条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第六十三条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「

指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第六十七条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上、訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第五項において同じ。)を、一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

2  
4 (略)

指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第六十七条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上、訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第五項において同じ。)を、一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

2  
4 (略)

5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定に関わらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

659（略）

第六十四条（第六十五条）（略）

第三節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第六十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

（設備及び備品等）

第六十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び

5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を一とすることができる。

659（略）

第六十四条（第六十五条）（略）

第三節 設備に関する基準

（登録定員）

第六十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とする。

（設備及び備品等）

第六十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び

備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ、ロ (略)

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

3 〵 二 (略)

備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂

イ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに通りサービスの利用定員（登録定員の二分の一から十五人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができ。

二 宿泊室

イ、ロ (略)

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員（通りサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の上限をいう。以下同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

3 〵 二 (略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条（略）</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることである。</p> <p>3（略）</p> <p>第六条（第八十六条）（略）</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常</p> | <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条（略）</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第六条（第八十六条）（略）</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常</p> |

生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するもの）を行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）  
歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。  
保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。  
又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
  - イ 医師又は歯科医師
  - ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- 二 (略)
- 三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション）指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2

(略)

生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するもの）を行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）  
又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
  - イ 医師又は歯科医師
  - ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- 二 (略)

2

(略)

第三節 設備に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

第八十九条〜第九十四条 (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〜七

2 (略)

3 看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第九十六条〜第九十五条 (略)

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第九十六条 (略)

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

第八十九条〜第九十四条 (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〜七

2 (略)

第九十六条〜第九十五条 (略)

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第九十六条 (略)

第二節 人員に関する基準

第一百七十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者

(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)  
が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居室サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居室サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当た

第一百七十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者

(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)  
が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(その提供が同時に二十人以下の利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居室サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居室サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。

る理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 (略)

3・4 (略)

第百八十八条(第百八十五条)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第百八十六条 (略)

第二節 人員に関する基準

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第百八十八条(第百八十五条)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第百八十六条 (略)

第二節 人員に関する基準

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供

に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 （略）

第三節 設備に関する基準

第八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 療養病床（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

第四節 運営に関する基準

に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 （略）

第三節 設備に関する基準

第八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 前項第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第九十条 第九十二条（略）

(定員の遵守)

第九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第九十四条 第九十一条（略）

附則

第一条 第四条（略）

第五条 削除

(対象者)

第八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第九十条 第九十二条（略）

(定員の遵守)

第九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

第九十四条 第九十一条（略）

附則

第一条 第四条（略）

第五条 施行規則附則第二条の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二條の十四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所における指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室に置くべき看護

師若しくは准看護師又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

2 前項の指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 食堂及び浴室を有すること。

三 機能訓練を行うための場所を有すること。

3 当分の間、第八十七条第一項中「」の員数は、「とあるのは」の員数は、附則第五条第一項の規定あるいは」と、同条第二項中「の入院患者」とあるのは「又は附則第五条第一項の入院患者」と、第八十八条第一項中「基準は、」とあるのは「基準は、附則第五条第二項の規定あるいは」と、第八十九条中「療養室」とあるのは、「療養室、施行規則附則第二条により読み替えて適用される施行規則第二十二条の十四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る病室」と、第九十三条第二号中「療養病床を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、療養病床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所にあるのは、指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」とあるのは「病室（基準適合診療所にあるのは、指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室）」とする。

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第四十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている</p> | <p>第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第四十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている</p> |

場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第四十八条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上、訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第五項において同じ。)を、一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

2 4 (略)

5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 9 (略)

第四十五条・第四十六条 (略)

第三節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に

場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第四十八条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上、訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第五項において同じ。)を、一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

2 4 (略)

5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一とすることができる。

6 9 (略)

第四十五条・第四十六条 (略)

第三節 設備に関する基準

(登録定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に

運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を二十五人以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

(設備及び備品等)

第四十八条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 一口 (略)

ハ イ及び口を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した

運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を二十五人以下とする。

(設備及び備品等)

第四十八条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂

イ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに通いサービスの利用定員(登録定員の二分の一から十五人までの範囲内において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができ。

二 宿泊室

イ 一口 (略)

ハ イ及び口を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した

面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。

3  
5 二  
(略)

面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員（通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の上限をいう。以下同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。

3  
5 二  
(略)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。）</p> <p>五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で入所者の数を百で除して得た数以上</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> | <p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支援相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>五 理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で入所者の数を百で除して得た数以上</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> |